

平成27年度 第2回島根県消費生活審議会における委員意見とその対応

分野	委員意見	計画への対応
現状	○ マイナンバー制度が始まり、この制度に関する不審な電話等があるので、マイナンバー制度について、計画のどこかに記載した方がよい。	○ 第2章の1の「(1)高度情報通信社会の進展」の中に加筆しました。 <u>(P2に加筆)</u> また、第4章の施策⑥・「消費生活情報の発信」の中にも加筆しました。 <u>(P34に加筆)</u>
	○ TPP協定が大筋合意したことから、消費生活をめぐる現状のどこかに記載した方がよい。	○ 第2章の1の「(2)経済のグローバル化の進展」の中に加筆しました。 <u>(P2に加筆)</u>
基本理念	○ 基本理念の中に「消費者市民社会の形成」を記載するか、または、別の方法として、基本計画の本文はそのままに、他県の計画のように「はじめに」や「おわりに」という項目の中に消費者市民社会について記述してはどうか。 <u>(P23)</u>	○ 「消費者市民社会の形成」の概念は、消費者教育推進法の基本理念の一つに掲げているものです。 このことから、本計画では基本方針Ⅲの「消費者教育の推進」の中で、この概念を実現することとしております。 <u>(P34～P44により反映済み)</u> なお、第2章の2「(2)消費者行政関連法の整備・③消費者教育推進法の制定」の中にも、この概念を加筆しました。 <u>(P9に加筆)</u>
広報啓発	○ 国民生活センターや県消費者センター、市町村相談窓口など様々な相談窓口があるが、相談先を消費者自らが選択できるよう、情報提供等に努めていただきたい。	○ 第4章の基本方針Ⅲ・施策⑥「消費生活情報の発信」の事務事業「消費者啓発推進事業」により各種相談窓口の情報提供等に努めます。 <u>(P34により反映済み)</u>
高齢者見守り	○ 第4章の基本方針Ⅳ・施策⑪「トラブルに遭わないための未然防止と救済」の指標で個別訪問の対象が誰かをはっきり表現した方がよい。 <u>(P45)</u>	○ 第4章の基本方針Ⅳ・施策⑪「トラブルに遭わないための未然防止と救済」の個別指標の指標等を修正しました。 <u>(P45を修正)</u>
連携	○ 第5章の「関係機関との連携」の中で警察との連携が記載されていないので、記載した方がよい。 <u>(P46)</u>	○ 第5章の1「(3)関係部局との連携」を追加しました。 併せて、教育委員会、福祉・衛生部局等の庁内関係課についても加筆しました。 <u>(P46に加筆)</u>